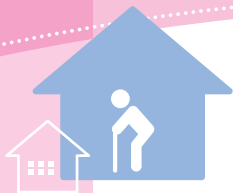
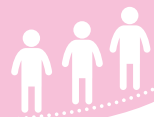


一人暮らしの高齢者を 支えるしくみづくり

特集

一人暮らしの高齢者への支援 —現状と課題—



森田 幸喜 Morita Kouki 司法書士
岡山県司法書士会所属。元(公社)成年後見センター・
リーガルサポート制度改善検討委員会委員



はじめに

わが国の65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合(高齢化率)は26.0%^{*1}となり、65歳以上の高齢者がいる世帯(高齢者世帯)は全世帯数の24.2%、うち65歳以上の単身世帯数は全世帯数の11.8%^{*2}に達し、高齢者の一人暮らしが増加しています。

高齢者の多くは、加齢による体調不良や身体的機能の低下に伴い、病院や施設等での生活を避けては通れません。その際には、患者や利用者本人の義務や債務を連帯して保証(以下、身元保証等)する人(以下、身元保証人等)が求められます。しかし、家族の「絆」が薄れ、家族に身元保証等を委ねることが難しいケースが多く、死亡後の事務手続き等も問題となります。そこで私見ではありますが、一人暮らしの高齢者への支援の問題を考えてみます。

*1 内閣府「平成27年版高齢社会白書」

*2 厚生労働省「平成26年国民生活基礎調査」

一人暮らしの高齢者を支援する制度

一人暮らしの高齢者が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来に備え利用する制度で弁護士や司法書士等の専門職が関わるものとして ①見守り契約 ②財産管理委任契約(任意代理契約) ③任意後見契約 ④遺言 ⑤死後事務委任契約があります。生前から死亡後まで1つの契約で充足できるものはなく、任意後見契約等と他のものを組み合わせる必要があります。

①見守り契約は、任意後見契約の効力発生までの間、任意後見受任者が委任者(本人)に定期的に訪問や電話等で連絡をとることにより、心身の状況を把握し、生活を見守る契約です。

②財産管理委任契約(任意代理契約)は、身体の不調等により外出等が困難となったときに、一定の法律行為(財産管理)を受任者に委任する契約です。

③任意後見契約は、将来自己の判断能力が不十分になったときに備え、支援をしてくれる人(任意後見人)と支援内容を決めて事前に契約しておくもので公正証書にて作成します。任

任意後見人には法定後見のような同意権・取消権はありません。また、身寄りのない人が死亡したときは、任意後見人であった者は死亡届を出すことができます。

- ④遺言は、遺言者の死亡後に効力の生じる法律行為であり、満15歳に達すれば誰でもできますが、法律で定められた要件を欠くと無効となります。葬儀や納骨などの死後事務手続きについての思いを付言事項として記すことはできても、本来、遺言すべき内容ではないことから、法的効力は生じません。
- ⑤死後事務委任契約は、生前のうちに受任者との間で、亡くなった後の諸手続き、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等(死後事務)について委任しておく契約です。本来、委任契約は本人の死亡と同時に効力を失いますが、死後に効力をもつ契約として締結することは可能であると考えられています。

成年後見人等が職務としてできないこと

任意後見等の成年後見制度は、判断能力が低下した高齢者等に対し、与えられた代理権等の法的権限を行使(法的支援)することにより、高齢者等を権利侵害から救済・保護し、高齢者等自身の権利行使を保障するための制度(権利擁護)です。そのため、以下のようなケースは避けるべきとされています。

(1) 身元保証人等になること

病院や施設等への入院・入所時に、身元保証等契約をすると、後見人等が一定の債務を負うことにもなり、本人に対し求償権を持ち利益相反行為となることから適切ではありません。

(2) 医療行為への同意

医療行為の同意は、医療契約(診察契約)の中で行われる、本人だけが持つ権利(一身専属権)で、権利の性質上代理権の行使になじまないものとされています。法的に言えば、本人の同意なく手術等を行うと刑法上は傷害罪(刑法204条)となり、民法上も不法行為(民法709条)を

構成するおそれがあり、後見人等の職務ともされていないため、後見人等が同意を行うことは適切ではありません。

(3) 死後の事務

後見人等は、本人が亡くなった瞬間にそれまで有していた財産管理権等の代理権は消滅し、相続人への財産引渡し事務等若干の事務が残るだけです。「死後事務委任契約」が締結されている場合は、生前の本人の意向に沿った遺体の引き取りや搬送、死亡届、葬儀等の手続きは可能ですが、契約がない場合、後見人等であった者がこれらの手続きに関与する必要はありません。ただし身寄りがいない場合など、後見人等であった者が病院・施設等から対応を迫られ、やむを得ず葬儀を執り行わざるを得ないときは、応急処分義務(民法874条が準用する民法654条)を根拠に葬儀費用を本人の財産より支出できるとする考えもありますが、遺産や生前の本人の意思を考慮し適切な費用で行う必要があるでしょう。

施設等への身元保証等に関する実態調査

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート^{*3}(以下、リーガルサポート)では、被後見人等が病院・施設等に入院・入所等するとき、後見人等が身元保証人等となるよう求められることから、全国の療養型の病院と介護老人福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム等1,521カ所を対象に、2013年3月アンケート調査を実施し、603カ所(病院97カ所、施設等506カ所)から回答を得ました^{*4}。

調査の結果を見ると病院、施設等ともに9割以上が身元保証等を求めています。

身元保証人等に求める役割(複数回答)は、入院費・利用料金の支払い、緊急の連絡先、身柄や遺体・遺品の引取り等(図)。中には、「身元に

*3 司法書士が構成員となり、成年後見制度の普及と後見人等の養成・供給をする団体
<http://www.legal-support.or.jp/>

*4 「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査」
http://www.legal-support.or.jp/legalsupport/news_topics_pdf/mimotohoshohoukoku.pdf

関する一切のこと]等債務を特定できないものや「入院費等その他の諸料金の支払い」等根保証に当たるものもあります。身元保証人等が得られないとき、病院では22.6%、施設等では30.7%が入院・入所等を認めないと回答しました。措置制度では、問題とはならなかったことが、契約化により、身元保証等という問題につながっていることが分かります。

その一方で、身元保証人等がいた場合であっても、病院では88.7%、施設等では68.8%が入院費・利用料金の支払い等の問題が解決し得なかったことがあると回答(複数回答)しました。

身元保証等の特徴と問題点

(1) 身元保証等の法的位置づけと個人保証

入院・入所等のときの「身元保証等」の用語には法律上明確な定めはなく、病院・施設等との個別の契約により求められる内容が決まります。

(2) 民間事業者によるサービスと問題点

従来家族等が担ってきた身元保証等ですが、有償にて「身元保証等」の支援を行う民間団体(NPO等)があります。病院・施設等から身元保証等を求められた本人が入院・入所等ができなくなることを避けるため、やむを得ずそうした団体と契約するものの、後日解約を申し出た

としても、保証料は数年で償却したものとされ、返金額が少ないなどの問題が一部の事業者では発生しています。

また、それらの団体の中には、高齢者等のトータル的な生活支援システムを名目に、身元保証等のほか、任意後見契約等を結ぶところもあり、利益相反関係となることを考えると問題です。こうした民間団体を監督したり、提供した保証料のうち一定の金額を担保しておく制度の必要性もあるでしょう。

今後の課題

(1) 日常生活自立支援事業の拡大

家族との「絆」の弱い単身者の増加を考えると、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」*5の対象を、入院費や利用料支払いも含めた事業に拡大することなどにより問題解決が図れるのではないかと思います。

(2) 措置入院・措置入所の拡大

身元保証人等がないことを理由に入院・入所等を拒まれた場合、市町村がこれまでとは異なる(入院費や利用料は本人負担)措置入院・措置入所を行えるようにしてはどうでしょう。

(3) 医療行為の同意

日本弁護士連合会では「医療同意能力がない者の医療同意代行に関する法律大綱」*6、リーガルサポートでは「成年者の医療行為の代行決定に関する法律の整備に関する立法提言」*7を作成しました。今後の展開に期待します。

(4) 死後事務

実際に埋火葬を行う者がいない場合、墓地、埋葬等に関する法律9条1項で死亡地の市町村長に遺体引取・埋火葬義務があると解されています。法律で埋葬義務を負う者を定めることも必要かもしれません。

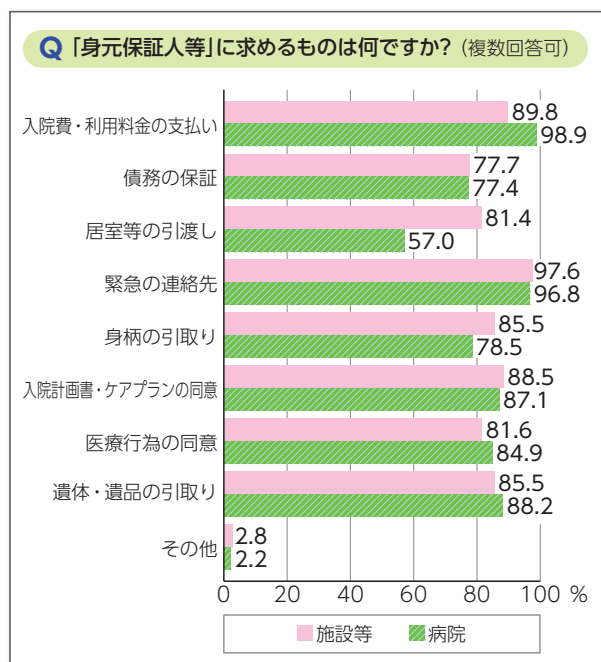


図 病院・施設等が身元保証人等に求めるもの

*5 社会福祉協議会が実施主体となり、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの

*6 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/111215_6.pdf

*7 https://www.legal-support.or.jp/public/month_report_doc/201112.pdf